

## 2 環境に配慮した調達活動

### 1 環境経営と環境に配慮した調達活動

「CSR」の項で見たように、地球環境保全への対応は、地球の有限感が現実のものとなりつつある現在、単に企業の評判ということを超えて企業価値そのものを規定する重要な要素の1つになってきている。企業は、かけがえのない地球の環境保全に貢献していくことが求められており、いわゆる環境経営の推進が重要になってきているのである。

こうした状況に対し各企業は地球環境保全への貢献を社内外に宣言し、事業活動において、工場の操業や物流におけるCO<sub>2</sub>の削減、リサイクルの促進など環境負荷を低減し資源の有効利用を図る一方、提供する製品やサービスについても同様に環境負荷の軽減や資源の有効活用を推進している。

具体的に取り組まれているのは、下記のような活動である。

- ①グリーン化など環境配慮型製品の開発・販売
- ②生産や物流を中心にCO<sub>2</sub>の排出量削減などによる地球温暖化防止策の実行
- ③投入される資源の有効活用
- ④資源の循環（リユースやリサイクルなど）の推進
- ⑤社員全員の環境意識向上

最近では、自社製品が環境にやさしいこと、省エネルギーであること、リサイクルへの配慮がなされていることなどをアピールしているテレビコマーシャルや雑誌・新聞の広告を目にする機会が多い。これは消費者に対して、製品の価格、機能、性能といったこれまでの選択意思決定の要因に加え、環境要素が選択の意思決定のアピールポイントになってきていることを示している。

また多くの企業が、環境のアンニュアルレポートやCSRレポートで、自社の環境への取組みを積極的にステークホルダーに開示するようになってきている。これも、環境への取組み姿勢がその企業の評判や企業価値を左右する要素となっていることを示している。

こうした企業全体の対応のなかで、調達部門は製品の一部となる材料や部品の調達の責任を負う部門として、これら調達物に対する環境配慮、サプライチェーン視点によるサプライヤーの環境への配慮に関する啓発、調達物流におけるCO<sub>2</sub>の削減や梱包材の使用低減などへの取組みが求められてきている。

例えば、製品に関する環境配慮の問題として、ある国で含有禁止物質を含んだ部品を使って製品を組み立てたため輸入禁止になるという事態が発生した。調達品に関する環境配慮の問題が、企業の根本に関わる問題となった例である。

このように、環境への取組みはサプライチェーン全体にわたって厳格に管理されるようになった。企業は自社の地球環境保全の取組みの一環として、サプライヤーの選定におい

て自社同様に厳しい基準で選定し、既存のサプライヤーにも定期的なチェックを行い、サプライヤー自身の環境保全活動への取組みを啓発するようになっている。

地球温暖化対策のCO<sub>2</sub>削減については、調達の方法を改善することにより使用するトラックの延べ台数を減らしたり、トラック輸送からより環境にやさしいと言われる鉄道や船舶に輸送手段を変更するモーダルシフトを推進したりする取組みがはじまっている。

また材料や部品の納入にあたって、通い箱を活用することにより梱包材の使用を減らすという努力もされている。

このように、調達部門の活動自体が環境への配慮を高めなければならない企業活動に密接に関連しており、環境経営の重要な柱の1つとなっているのである。

## 2 環境に関する法令

社会全体の地球環境保全への取組み意識が向上してきているなかで、各国とも環境に関する法規制の強化を図っている。

国際的には、昨今深刻な問題として認識されだしている地球温暖化問題に対する枠組みを規定した国連気候変動枠組条約がよく知られている。大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスの増加が地球を温暖化し、自然の生態系などに悪影響を及ぼすという問題認識の下、温室効果ガスの濃度を安定化させ、地球環境を保護することを目的としている。この条約では、毎年締約国会議が開催されており、通称COP（Conference of the Parties）と呼ばれている。その第三回、通称COP3は、1997年に日本の京都で開催され、温室効果ガスの削減目標を定める「京都議定書」が採択された。2009年にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15では、産業革命以前からの気温上昇を「2度以内」に抑える合意がなされた。

国内では、1990年代以降、

- ①環境基本法
- ②地球温暖化対策促進法（地球温暖化対策の推進に関する法律）
- ③各種リサイクル法令
- ④グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）
- ⑤環境配慮促進法（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律）
- ⑥循環型社会形成推進基本法
- ⑦廃棄物処理法改正

といった環境に関する法令の制定が進んだ。

こうしたことにより、グリーン購入やリサイクル等の分野においては、企業や市民の環境意識は相当に高まり成果に結びついてきている。

いずれも、調達部門がサプライヤーからの原材料、部品、サービスを調達する局面に関連する事項を含んでいるので、注意を払う必要がある。

### 3 WEEE 指令と RoHS 指令、REACH 規制

海外に目を向けると、環境に関する規制が事業上大きな影響を与えつつある事例が出ている。

特に環境意識の高いヨーロッパでは規制の制定が進んでいる。代表的なものとして、以下のものがある。

- ① WEEE (Waste Electrical and Electronic Equipment) 指令
  - ② RoHS (Restrictions on Hazardous Substances) 指令
  - ③ REACH (Registration, Evaluation, Authorization and Restriction of CHemicals) 規制
- がある。

WEEE は廃電気電子機器に関する指令であり、RoHS は電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令、REACH は化学物質の安全性に関する規制である。

#### ① WEEE 指令

2003 年 8 月には、欧州連合による WEEE 指令という廃電気電子機器の回収義務が施行された。現在、廃電気電子機器は廃棄物のなかでも地球のいたるところで急速に増加しており、この処理によって含有される有害物質が土壌をはじめ、さまざまな環境へ排出されるという問題が引き起こされている。こうした状況を受け、WEEE は、電気・電子機器の再利用・リサイクルを促進し、電気・電子機器廃棄物の削減を目的として制定された。2012 年 7 月に改正されている。

最近是中国版 WEEE 指令も強化され、注意を要する。

#### ② RoHS 指令

2006 年 7 月以降は RoHS 指令により特定有害物質使用制限が発効し、その基準を満たしていなければヨーロッパへの出荷ができなくなっている。2011 年 7 月には改正指令が発効し、旧指令は 2013 年に失効している。

〈RoHS 指令が指定する非含有物質〉

2006 年 7 月 1 日以降にヨーロッパの市場へ投入される電気電子機器は、図表 2-2 の物質を含有してはならない。単純にいうと、図表 2-2 の物質が自社製品を構成する調達部品に含有されていても RoHS 指令に抵触することとなり、欧州への販売ができないということになる。調達部門は関係部門と連携して、これらの指令に対応していかなければならない。2019 年 7 月に 4 物質が追加され、10 物質が指定

●図表 2-2 RoHS 指令による非含有物質

カドミウム	ポリ臭化ジフェニルエーテル
鉛	フタル酸ジ-2エチルヘキシル
水銀	フタル酸ジブチル
六価クロム	フタル酸ジイソブチル
ポリ臭化ビフェニル	フタル酸ブチルベンジル

されている。

欧州の規制に加え、中国版 RoHS、韓国やカリフォルニア州など他国、他地域でも同様の規制強化がはじまっていることにも注意したい。

### ③ REACH 規制

2007年6月からは、欧州連合内で使用される化学物質の安全性を企業に立証させる規制である REACH 規制が施行された。REACH は、Registration、Evaluation、Authorisation and Restriction of Chemicals の略で、化学物質の登録、評価、認可、および、制限を表している。

REACH 規制では、既存の化学物質のリスク評価を事業者の義務とすることや、サプライチェーンを通して化学物質含有・毒性の情報共有の強化、さらには化学物質の情報把握をアーティクルと呼ばれる部品・製品レベルまで拡大したことが特徴であり、欧州連合内に入るすべての化学物質が対象となる。

このため、欧州への製品輸出者は、購入した部品メーカーやさらにその先の二次、三次のサプライヤーまでさかのぼって化学物質の情報を把握することが必要となった。

したがって、調達部門はサプライヤーからの必要情報の入手法を確立することが必要になっている。

## 4 ISO14001 対応

ISO14001 とは、1996年、国際標準化機構 ISO において定められた世界共通の環境マネジメント規格である。事業者がその「活動」、あるいは提供する「製品」・「サービス」で環境に与える影響を低減する配慮を行い、継続的な改善活動をするための仕組みである「環境マネジメントシステム」の国際規格と位置づけられている。

この規格を取得していない場合、入札要件を満たさないためビジネス機会が制限されることもあり、積極的に認証を得ている企業が多い。

調達部門の関わりとしては、環境マネジメントシステムの観点から、サプライヤーに自社の環境方針を理解してもらうとともに、必要に応じて環境に関する支援や監査または指導を行うことである。新規のサプライヤーを採用する際には、採用にあたっての評価項目に環境管理の項目を入れるなどして、自社の環境マネジメントシステムが機能するサプライヤーを採用する仕組みを作る。

このように全社の環境マネジメントシステムのなかで、環境負荷の低減への配慮や継続的改善が図れるような関係をサプライヤーと構築・維持することが、ISO14001 における調達部門の役割である。

ISO14001 については、[図6章「7 国際規格」](#)に詳述している。